

令和元年第7回置戸町議会臨時会

令和元年11月25日（月曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 3号 専決処分の承認について

日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認について

日程第 5 議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第52号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第53号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 8 議案第54号 置戸町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第55号 置戸町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第56号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第57号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第5号）

日程第12 議案第58号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第59号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第60号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第61号 工事請負変更契約の締結について

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認について

日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認について

日程第 5 議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 6 議案第 5 2 号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 3 号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 4 号 置戸町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5 5 号 置戸町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 5 6 号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 5 7 号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 12 議案第 5 8 号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 5 9 号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 6 0 号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 6 1 号 工事請負変更契約の締結について

○出席議員（8名）

| | |
|----------------|----------------|
| 1 番 石 井 伸 二 議員 | 2 番 小 林 満 議員 |
| 3 番 阿 部 光 久 議員 | 4 番 佐 藤 勇 治 議員 |
| 5 番 澁 谷 恒 壹 議員 | 6 番 高 谷 勲 議員 |
| 7 番 嘉 藤 均 議員 | 8 番 岩 藤 孝 一 議員 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町 長 部 局》

| | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 町 長 井 上 久 男 | 副 町 長 和 田 薫 |
| 会 計 管 理 者 遠 藤 薫 | 総 務 課 長 深 川 正 美 |
| 施 設 整 備 課 長 大 戸 基 史 | 地 域 福 祉 セ ン タ ー 所 長 須 貝 智 晴 |
| 総 務 課 総 務 係 長 芳 賀 真 由 美 | 総 務 課 財 政 係 長 湊 美 保 |

《教育委員会部局》

教 育 長 平 野 毅

《監査委員部局》

代 表 監 査 委 員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 鈴木伸哉

臨時事務職員 中田美紀

議事係長 今西美紀子

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和元年第7回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、6番 高谷勲議員及び7番 嘉藤均議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○鈴木事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第51号から議案第61号。

・承認第3号及び承認第4号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 承認第3号 専決処分の承認について及び

◎日程第4 承認第4号 専決処分の承認について

————— 2件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3、承認第3号 専決処分の承認について及び日程第4、承認第4号 専決処分の承認についての2件を一括議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました承認第3号は、専決処分の承認についてでございます。内容につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。続きまして、承認第4号につきましても、専決処分の承認についてでございます。内容につきましては、施設整備課長よりご説明を申し上げます。

○岩藤議長 総務課長。

○深川総務課長 承認第3号について説明いたします。

専決処分の承認について。

令和元年度置戸町一般会計補正予算（第4号）については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和元年10月21日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

次のページをお開き下さい。

専決処分書の書面となっております。

次のページをご覧ください。

令和元年度置戸町一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

令和元年度置戸町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,724万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、別冊の令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）、別添のとおり）

○岩藤議長 次に、承認第4号 専決処分の承認について。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 承認第4号について説明いたします。

専決処分の承認について。

令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和元年10月21日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を

求めるものでございます。

次のページをお開き下さい。

左側のページにつきましては、専決処分の書面の写しとなりますので説明を省略いたします。

右のページをご覧下さい。

今回、専決をいたしました、令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

令和元年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,490万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）の4ページ、5ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これから、質疑を行ないます。

まず、承認第3号 専決処分の承認について。

令和元年度置戸町一般会計補正予算（第4号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊、令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 町内の断水の日がち、それぞれ町内に周知したんですけども、お聞きしたいのは、昭和39年ごろ敷設したものだというふうに思っているんですが、実際は、管はどういうふうになっていたか知りたいんですが。

○岩藤議長 小林議員、繰出金なので次の承認第4号の方で質問された方が適切かと思えます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。9款地方交付税。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

承認第4号 専決処分の承認について。

令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊、令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 工事の概要についてもう少し詳しく知りたいんですけども、配水池そのものは昭和39年頃設置されたもので、管がどういう状況だったのか。どのぐらいの長さであれしているのか、お聞きしたいと思います。

○岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 現在、セイコーマート上にある配水池は使用しておりません。そこに、昔、配水池から拓殖、林友の方にいっている管を今こそ配水池は使っていないんですけども、その管を使っております、そこにある仕切弁からの漏水で今回そこを修繕いたしております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 今の配水池は使っていないんですか。拓殖からくる管と、その管で繋いでいると、そういうことなんですね。分かりました。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 時間当たり50トンというのは、どの程度の量が分からないんですが、説明では、漏水を10トン抑えることができたというような説明だったんです。50トンの漏水が10トン抑えられたということだったら、まだ40トンは流れているということに聞こえたんですけども、その辺は効果なかったなというふうに思っちゃうんですが、それは違うんじゃないかなというふうに思います。それともう一点、漏水調査を継続してやっているわけですけど、いわゆる置戸町の水道のトータル全体の中の漏水率というのは、どの程度なのか。それも併せてお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 先程、ご説明いたしました、置戸市街地区を4ブロックで、中里、安住、勝山を1ブロック、5ブロックに分けた総体が50トンということで、例えば、若木と林友のブロックでいくと、その間では、時間当たり12トンとか、これは、若松、新光町内では、1.8トンとかそういうふうにブロック毎に分けて、総体で50トンということで、今回、セイコーマートの仕切弁をなおした結果、約10トンの漏水が

改善されたということで抑えて下さい。また、有収水量なんですけども、ちょっと今、正確な数値は持ち合わせていないんですけども、約7割程度だったというふうに抑えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 高谷議員 適正な漏水率どのぐらいと言われて、僕も川南の営農用水で以前に聞いた事があるんですが、10%ぐらいが適正というか、この範囲だと正常に働いているというふうに受け止めているというふうに思っているんですが、3割というのは、これは多いのか少ないかと言うと、極端に多いわけではないけど、いわゆる無駄に流れている分がそれだけあるという部分については、今後それは改善していきなかならないというふうに思うんですが、最終的な漏水率の目標値というのは、一体どのぐらいに置いているのか、それを教えていただきたいんですけど。

○岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議員がおっしゃられたとおり、10%、9割を目指して置戸町の簡易水道の統合の時にも認可証の中にも9割という目標でやっていくというふうに書いておりますので、その9割を目標に今後取り組んでいく所存でございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分の承認について及び承認第4号 専決処分の承認についての2件を一括して採決します。

承認第3号及び承認第4号は、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について及び承認第4号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第 5 議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第15 議案第61号 工事請負変更契約の締結について

————— 11件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第5、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第15、議案第61号 工事請負変更契約の締結についてまでの11件を一括議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第51号は、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。また、議案第61号は、工事請負変更契約の締結についてでございます。この間の議案の説明については、総務課長が説明いたしますが、56号については、地域福祉センター所長から説明を申し上げます。

○岩藤議長 まず、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

今回の改正内容は、期末手当の支給率を年間0.05ヵ月引き上げ、4.45ヵ月とするよう改正するものでございます。

第4条第2項の期末手当の支給率を、6月「100分の220」、12月「100分の220」を、それぞれ「100分の222.5」に変更するものでございます。

しかしながら、本年度6月支給分につきましては、もう既に支給しておりますので、そのことを踏まえまして、

附 則

1 この条例は、令和元年12月1日から施行する。

なお、附則第2項で、令和元年度に限り12月支給分は、6月改正分を合算した0.05ヵ月分を引き上げるため、「100分の222.5」を「100分の225」の率により支給することといたしております。

議案第51号説明資料、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第52号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第52号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正内容は、議案第51号同様、期末手当の支給率を年間0.05ヵ月引き上げ、4.45ヵ月とするよう改正するものでございます。

第4条第2項の期末手当の支給率を、6月、12月「100分の220」を、それぞれ「100分の222.5」に変更するものでございます。

附 則

1 この条例は、令和元年12月1日から施行する。

なお、附則第2項で、令和元年度に限り12月支給分は、6月改正分を合算した0.05ヵ月引き上げるため、「100分の222.5」を「100分の225」の率により支給することといたしております。

議案第52号説明資料、置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご覧いただきたいと思っております。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第53号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第53号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、本年度の人事院勧告による給与改定に基づくもので、その勧告内容について説明いたしますので、別冊、議案第53号説明資料、令和元年度給与勧告の骨子をご覧下さい。

本年度の国家公務員に対する給与改定につきましては、勧告が8月7日、11月15日に国会で法案可決なされております。

下段の3. 給与改定の内容と考え方をご覧下さい。

本年の勧告は、民間企業との格差解消のため、月例給は高校新卒者で2,000円。大学新卒者で1,500円と若年層在職号俸の改定で、それ以外は見送られ、平均で0.1%の改定となっております。裏面をご参照下さい。

(2) 期末・勤勉手当は、勤勉手当に年間0.05ヵ月改定し、期末・勤勉手当合わ

せて、年間4.45ヵ月分を4.5ヵ月分としております。この期別、手当別内訳は、表のとおりでございます。本年度6月期は支給済であり、12月期に勤勉手当に0.05ヵ月加算し、期末1.3ヵ月と勤勉0.975ヵ月、計2.275ヵ月を支給するものでございます。次年度以降は、6月、12月期それぞれ同率の期末1.3、勤勉0.95ヵ月の2.225で、年間期末手当2.6、勤勉手当1.9の計4.5ヵ月となります。実施時期につきましては、月例給は4月1日に遡り、また、期末・勤勉手当は、12月1日に改定をし、改正条例可決後、12月10日に支給を予定しているところでございます。また、これに伴う予算措置につきましては、議案第57号から60号で後程説明いたします。今回の置戸町の給与に関する条例の一部改正は、今ほど説明いたしました、給与改定と合わせまして、本年6月14日公布。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、関連する本町の条例改正を行うものでございまして、本条例もその一つでございます。本整備後による改正対象の法律は、180本と多岐に渡るものでございます。さらに、地方公共団体の条例改正を伴うものとしたしまして、その施行6ヵ月後の本年12月14日。本町では、置戸町の職員の給与に関する条例。次の、議案第54号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例から、議案第56号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例までがこれに該当いたしております。なお、これ以外の条例では、置戸町印鑑条例が今後の改正を現在検討してございます。この整備法により、成年後見人制度の利用の促進に関する法律第4条及び第11条第2項により、民法の禁治産者制度が、平成12年、介護保険制度成立時に成年後見人制度に変更され、家庭裁判所の審理により精神上の障害により、法律行為の結果が自己にとって有利、不利の判断ができないと認められた人。成年被後見人につきまして、資格や職種、業務等から一律排除するという欠格条項を設けている各制度について、今回の整備法により、それらの方々の人権尊重や不当な差別を受けないよう、各種、制度ごと、または、それぞれの対象者の心身の故障等の個別的、実質的に審査をし、その制度ごとの必要な能力判定をする手続き規定を整備したものでございます。簡単に申し上げますと、成年後見人制度により、その対象となった時点で欠格条項で全員が権利失効や排除されるのではなく、その権利や業務の必要な能力ごとに判定し権利行使ができるようになりました。地方公務員法の改正は、今回、各条例の改正を伴うものであり、町職員が成年被後見人であることを理由に採用除外や自動失職しないというものでございます。

それでは、議案第53号説明資料、置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

1ページ、第1条関係では、既に改正されている地方公務員法の条文繰り上げによる語句訂正でございます。

第2条は、現金の給与支払い原則の規定を、実質取り扱いである口座振替のただし書き規定を追加するもので、第11条、超過勤務は条文中、時間外勤務手当という語句の訂正でございます。

次のページ、15条第1項の期末手当から、次のページ、3ページ。15条の4、勤勉手当の支給については、先程説明いたしました、成年被後見人、若しくは、成年被後見人になった時の地方公務員法第16条第1項の欠格条項及び第28条第4項の失職条項の削除であります。第15条の4、3ページ、中段。第3項は、各号に掲げる額を各号に定める額に語句訂正。勤勉手当の成年被後見人制度から自動失職による支給規定から除外するため語句削除。給与改定による勤勉手当改定。本年度既に6月期支給済であることから、12月期で年間改定分、100分の5を加算した100分の97.5とするものでございます。

次のページに進みます。第18条第5項は、退職時の期末手当の自動失職条項の削除でございます。

別表1（第4条関係）は、別冊、議案第53号資料、新旧比較給料表により1級から6級までの各号俸をそれぞれ改定するもので、上位号俸は、または再任用職員の改定は、今回見送られてございます。中段、第2条改正では、令和2年度以降の勤勉手当の支給率の改定で、1条改定で100分の97.5の支給率を、6月、12月それぞれ100分の2.5ずつに分配改定とし、それぞれ100分の95。年間支給率は、改定後100分の190と本年同様とするものでございます。

本議案にお戻り下さい。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号では、成年被後見人制度改正による施行期日、令和元年12月14日の規定でございます。第2号は、給与の支払い但し書き規定につきまして、令和2年4月1日。

第2項につきましては、給与改定は、平成31年4月1日に遡り規定。

（給与の内払）

第2条では、それらの給与改定、勤勉手当を内払とみなし支給する規定となっております。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第54号 置戸町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 置戸町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

置戸町職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

これにつきましては、議案第53号でもご説明いたしました、成年被後見人制度改正

により、改正前地方公務員法第16条第2号の自動失職規定がなくなったことによる条例の失職、例外条項の改正でございます。

第3条の2第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月14日から施行する。

別冊、議案第54号説明資料、置戸町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第55号 置戸町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。
総務課長。

○深川総務課長 議案第55号 置戸町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

置戸町職員の旅費に関する条例（昭和26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

これにつきましても、議案第54号同様、成年被後見人制度の改正により、地方公務員法の自動失職規定がなくなったことによる改正及び語句訂正でございます。

別冊、議案第55号説明資料、置戸町職員の旅費に関する条例の一部を改正する新旧対照表をご覧ください。

第3条第4項は、失職及び退職した職員の旅費の不支給規定でございますが、その不支給規定から成年被後見人を除くための条文改正であります。第4条、後段及び第20条第1号、第2号の引用条項の語句訂正でございます。

本議案にお戻り下さい。

附 則

この条例は、令和2年12月14日から施行する。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第56号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第56号についてご説明いたします。

置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は、議案第53号以降の条例改正と同じく、成年後見人制度の利用の促進に関する法律に関連し児童福祉法の一部が改正され、引用条項にずれが生じることから、関連する箇所について改正を行うものです。改正の趣旨につきましては、議案第53号で総務課長からご説明いたしました内容と同じですので省略をいたします。

改正内容についてですが、本条例第23条は、家庭的保育事業を行う場合の職員の配置について、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなくてはならないと規定しております。今回、第2項において、家庭的保育者についての除外規定として引用している、児童福祉法第34条の20中、第1号に規定していた、成年被後見人または被保佐人が削られ、第2号から第4号が1号ずつ繰り上がったことにより改正を行うものです。

第23条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

なお、議案第56号説明資料として新旧対照表についても添付しておりますので、後程ご参照下さい。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

○岩藤議長 総務課長。

○深川総務課長 先程、議案説明で間違った説明をいたしましたので訂正をお願いします。

議案第54号の施行期日につきましては、先程、令和2年12月14日と申し上げましたが、議案どおり、令和元年12月14日の施行日でございます。訂正いたします。

○岩藤議長 次に、議案第57号 令和元年度置戸町一般会計補正予算（第5号）。
総務課長。

○深川総務課長 議案第57号について説明いたします。

令和元年度置戸町一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度置戸町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ836万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,887万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正については、別紙の令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）で説明をいたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。令和元年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）、別添のとおり）

○岩藤議長 次に、議案第58号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

○深川総務課長 議案第58号について説明いたします。

令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

なお、今年度の置戸町介護サービス事業特別会計予算全体における元号の表示については、「令和」とする。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,072万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページでございます。

これにつきましては、別冊の令和元年度置戸町介護サービス事業特別改正補正予算事項別明細書(第1号)で説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開き下さい。

(以下、記載省略。令和元年度置戸町介護サービス事業特別改正補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

○岩藤議長 次に、議案第59号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)。

総務課長。

○深川総務課長 議案第59号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について説明いたします。

令和元年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,564万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

これにつきましては、別冊の令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第3号)で説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開き下さい。

(以下、記載省略。令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

○岩藤議長 次に、議案第60号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)。

総務課長。

○深川総務課長 議案第60号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)について説明いたします。

令和元年度置戸町の下水道特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万4,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,492万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページでございます。

これにつきましては、別冊の令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第3号)で説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開き下さい。

(以下、記載省略。令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

○岩藤議長 次に、議案第61号 工事請負変更契約の締結について。

総務課長。

○深川総務課長 議案第61号 工事請負変更契約の締結について提案理由を申し上げます。

議案第61号につきましては、令和元年8月23日開催の第5回臨時会において、議案第37号で議決いただきました、置戸地区簡易水道再編推進事業給水支線配水管敷設工事についてでございます。計装設備の追加、排泥弁の増設などの工事変更によりまして、工事請負金額の変更契約締結を行うため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記。

1、目的、置戸地区簡易水道再編推進事業。

給水支線配水管敷設工事。

2、金額 変更前 5,786万円。

変更後 6,358万円。

572万円の増額となっております。

3、相手方、常呂郡置戸町字置戸2番地の3、北進工業株式会社代表取締役鈴木栄樹。

なお、工期は、今年12月13日で当初設計どおりの変更はございません。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで議案第51号から議案第61号までの提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。10時55分から再開します。

休憩 10時35分

再開 10時55分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第55の説明について訂正がありますので答弁を許します。

総務課長。

○深川総務課長 先程、ご説明いたしました、議案第55号の附則施行期日でございますが、令和2年12月14日と説明いたしましたが、令和元年12月14日の誤りです。失礼いたしました。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

まず、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第52号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第53号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第54号 置戸町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第55号 置戸町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第56号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第57号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第5号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊の事項別明細書(第5号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。3款民生費、1項社会福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。8款土木費、1項土木管理費。9款消防費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。

10款教育費、2項小学校費。13款給与費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。17款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第58号 令和元年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊の事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、
下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第59号 令和元年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊の事項別明細書(第3号)、4ページ、5ページ、
下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 74万ほどの追加になってますけども、その内、勤勉手当の関係は分かるんですが、いわゆる超勤手当が72万ということで、その辺はどういうふうに、さっき深川課長が言ったように、あんまりやりすぎているような話がちょっとあったんですが、僕聞きたいのは、担当課長に聞きたいんですよ。職務の配分というか、それはど

ういうふうに行っているのか。それと、課内の打合せをどういうふうに行っているのか、その辺を聞きたいというふうに思います。

○岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 おっしゃるとおり超勤の時間が多くなってきておまして、管理係と言いましても、水道管理係長及び土木の方の管理係兼務でやっておまして、また係員が今年新しく採用になった、新規採用が1名配属になっているんですけども、その2名体制でやっておまして、やはりどうしても係長の方に比重が大きくなってしまっているような状況になっております。ただ、今新規の職員も大分慣れてきておまして業務の方をあたっておりますので、今後は減少していくよう努力していきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 課内の打合せ年間どのぐらい行っているんですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 課内会議ということで、新年度と9月、10月辺りに一回、主に2回、施設整備課内ではやっております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 係長と係で、係は新しいということですけども、もうちょっと職務分担をきちっとしないと、一人でこれだけやるということではないでしょうけども、もうちょっと職務の分担をきちっと明確にしてやらないと、どうしても病気になりがちだなという感じはするんですよね。やっぱり課内会議で職務分担と課内をきちっとしないと、その辺駄目でないかと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 課内会議と並行して人事評価の中の面談を行っております。個人ごとの面談も併せて行っております、それにつきましては、10月に行っております。その中でも超勤の話はしておまして、後は、健康状態ですね。健康状態の方も私の方からも話はして気を付けていくよう指導はしているんですけど、なかなかそれが直ぐ超勤の時間というふうに反映がされてないところは、今後改善していきたいというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第60号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊の事項別明細書(第3号)、4ページ、5ページ、

下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。4款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第61号 工事請負変更契約の締結について。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 先程の工事の説明でしたけども、春日の方の遠方監視装置みたいな話が出ておりましたけども、例えば、結構高額な機械で当初からの予算では、それはなかったということによろしいですか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議員おっしゃられるとおり、春日地区に送水する常圧ポンプ所の監視装置ですね。当初設計では、異常があったら携帯に異常がありますという連絡だけを通報される、パト本と言われるものを計上しておりましたけども、ここの地区ですね、9月1日ですかね、大水さんと山本さんの間で漏水があったところでして、もう10年近く前ですかね、近くで同じように漏水があったところです。今回、春日地区に送るのも、その既設管を利用することになっておりまして、何か異常があっても直ぐ駆け付けられるように統合した施設、新しくできた中里の牧場や勝山の配水池と同様にですね、携帯等で常に確認できる、今どれだけ動いている、ポンプが動いている状況とか送っている水の量とか即時見れるような通報装置に変更したことによる、今回、増額となっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここで休憩します。そのまま自席でお待ち下さい。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

休憩 11時08分

再開 11時12分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号から議案第61号までの11件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第61号 工事請負変更契約の締結についてまでの11件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第51号から議案第61号までの11件について討論を終わります。

これから、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第61号 工事請負変更契約の締結についてまでの11件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第52号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括して採決します。

議案第51号及び議案第52号の2件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第51号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第52号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第53号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第53号 置戸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 置戸町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部

を改正する条例の採決を行います。

議案第54号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第54号 置戸町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 置戸町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第55号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第55号 置戸町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第56号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第56号 置戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第5号)から議案第60号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの4件を一括して採決します。

議案第57号から議案第60号までの4件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第57号 令和元年度置戸町一般会計補正予算(第5号)から議案第60号 令和元年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの4件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 工事請負変更契約の締結についての採決を行います。

議案第61号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第61号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第7回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時12分